

新規上場申請のための有価証券報告書 (I の部)

上場申請会社

AI フュージョンキャピタルグループ株式会社

提出会社

フューチャーベンチャーキャピタル株式会社

目 次

目次

【表紙】	1
第一部【組織再編成に関する情報】	1
第1【組織再編成の概要】	1
1. 【組織再編成の目的等】	1
2. 【組織再編成の当事会社の概要】	8
3. 【組織再編成に係る契約等】	8
4. 【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】	25
5. 【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】	25
6. 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】	25
(1) 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い	25
(2) 組織再編成対象会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い	26
7. 【組織再編成に関する手続】	26
(1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法	26
(2) 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程	27
(3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に関して買取請求権を行使する方法	27
第2【統合財務情報】	28
第3【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約】	30
第二部【企業情報】	31
第1【企業の概況】	31
1. 【主要な経営指標等の推移】	31
2. 【沿革】	31
3. 【事業の内容】	31
4. 【関係会社の状況】	32
5. 【従業員の状況】	33
(1) 当社の状況	33
(2) 連結会社の状況	33
(3) 労働組合の状況	33
(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異	33
第2【事業の状況】	34
1. 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	34
2. 【サステナビリティに関する考え方及び取組】	34
3. 【事業等のリスク】	36
4. 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	38
5. 【経営上の重要な契約等】	38
6. 【研究開発活動】	38
第3【設備の状況】	39
1. 【設備投資等の概要】	39
(1) 当社の状況	39

(2)	連結会社の状況	39
2.	【主要な設備の状況】	39
(1)	当社の状況	39
(2)	連結会社の状況	39
3.	【設備の新設、除却等の計画】	39
(1)	当社の状況	39
(2)	連結会社の状況	39
第4	【上場申請会社の状況】	40
1.	【株式等の状況】	40
(1)	【株式の総数等】	40
(2)	【新株予約権等の状況】	40
(3)	【発行済株式総数、資本金等の推移】	43
(4)	【所有者別状況】	43
(5)	【大株主の状況】	43
(6)	【議決権の状況】	45
2.	【自己株式の取得等の状況】	46
(1)	【株主総会決議による取得の状況】	46
(2)	【取締役会決議による取得の状況】	46
(3)	【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】	46
(4)	【取得自己株式の処理状況及び保有状況】	46
(5)	当社は新設会社であるため、該当事項はありません。	46
3.	【配当政策】	47
4.	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	47
(1)	【コーポレート・ガバナンスの概要】	47
(2)	【役員の状況】	48
(3)	【監査の状況】	50
(4)	【役員の報酬等】	51
(5)	【株式の保有状況】	51
第5	【経理の状況】	53
第6	【上場申請会社の株式事務の概要】	54
第7	【上場申請会社の参考情報】	55
1.	【上場申請会社の親会社等の情報】	55
2.	【その他の参考情報】	55
(1)	【組織再編成対象会社が提出した書類】	55
(2)	【上記書類を縦覧に供している場所】	55
第三部	【上場申請会社の保証会社等の情報】	57
第四部	【上場申請会社の特別情報】	58
第1	【上場申請会社の最近の財務諸表】	58
1.	【貸借対照表】	58
2.	【損益計算書】	58
3.	【株主資本等変動計算書】	58
4.	【キャッシュ・フロー計算書】	58
第2	【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表】	59

【表紙】

【提出書類】

新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)

上場申請会社である AI フュージョンキャピタルグループ株式会社(以下「当社」または「上場申請会社」といいます。)は、株式移転(以下「本株式移転」といいます。)により、2024 年 10 月 1 日に設立登記を行う予定であります。

(注)本報告書提出日の 2024 年 9 月 2 日において、当社は設立されておきませんが、本報告書は、設立予定日である 2024 年 10 月 1 日現在の状況について説明する事前提出資料でありますので、特に必要のある場合を除き、予定・見込みである旨の表現は使用していません。

(上場申請会社)

【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩永守幸 殿
【提出日】	2024 年 9 月 2 日
【会社名】	AI フュージョンキャピタルグループ株式会社
【英訳名】	AI FUSION CAPITAL GROUP CORP.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 澤田 大輔
【本店の所在の場所】	東京都千代田区紀尾井町 4-1 ニューオータニガーデンコート
【電話番号】	下記のフューチャーベンチャーキャピタル株式会社(以下、「FVC」といいます)の連絡先をご参照ください。
【事務連絡者氏名】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上

(新規上場申請のための有価証券報告書提出会社)

【会社名】	フューチャーベンチャーキャピタル株式会社
【英訳名】	Future Venture Capital Co., Ltd.
【代表者の役職指名】	代表取締役会長兼社長 澤田 大輔
【本店の所在の場所】	京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町 659 番地 烏丸中央ビル
【電話番号】	075-257-2511
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 西田 賢一郎
【最寄りの連絡場所】	京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町 659 番地 烏丸中央ビル
【電話番号】	075-257-2511
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 西田 賢一郎

第一部【組織再編成に関する情報】

第1【組織再編成の概要】

1. 【組織再編成の目的等】

(1) 単独株式移転による持株会社体制への移行の目的及び理由

FVC は、2023 年 11 月 30 日に発表しました「新中期経営計画(フューチャービジョン 2027)」の目標達成に向けて、地方創生ファンド、CVC ファンド、テーマ型ファンドの拡大を継続しつつ、さらに地域企業等の M&A、成長が見込まれるスタートアップへの直接投資について注力して参ります。

その上で、M&A や直接投資を当社従来のファンド運営とは切り分けるために、新たに持株会社を設立し、ファンド運営を担う事業会社及び買収する事業会社らをそれぞれ子会社として保有する持株会社体制への移行が最適であると考えております。

今般の持株会社体制への移行につきましては、広く地方創生ファンドの運営で築いた金融機関との連携のもとにファンドの運営やその投資先企業とのシナジー効果が得られる企業をターゲットとして後継者不足の企業の M&A や自己資本投資を行う上で、それぞれの事業会社が独立した経営を行うためにも持株会社として統合的に経営を行うことが適切であると判断したものであります。

地域金融機関とは、地方創生ファンドを通じて地域活性化に寄与しつつ、並行して事業承継案件の M&A やスタートアップへの直接投資を通じて、関係性を戦略的に深化させて参ります。また、外部資金を用いたファンド形態での投資活動においては、ファンドの存続期間等に応じて投資により取得した持分を一定期間で売却し外部資金を償還することが必要となりますが、当社が内部留保資金等の自己資金を用いて投資活動を行うことにより、投資により取得した持分の売却を前提としない投資活動が可能となります。さらには、各事業会社の財務状況を明確に分離することで経営の透明性が向上するため、より正確な情報に基づき経営判断が行える「経営の透明性の向上」に資することが可能となり、また、各事業会社に専門的な人材を配置することにより、事業会社の専門性の向上にも寄与するものと考えております。

このような事業戦略の下、M&A や直接投資については、これを FVC の従前からの地方創生ファンド運営とは切り分け、迅速かつ柔軟な経営判断ができる体制を構築するとともに、これらのセグメント毎の採算及び事業責任の明確化のほか、さらなるガバナンスの強化を図ることが必要不可欠と考えております。そのため、FVC の完全親会社として新たに持株会社「AI フュージョンキャピタルグループ株式会社」を設立し、持株会社の傘下において、地方創生・CVC ファンド運営を担う事業会社(FVC を含みます。)及び中長期保有の目的で今後継続的に投資・買収する事業会社らをそれぞれ子会社として保有する持株会社体制への移行が最適であると考えております。

(2) 上場申請会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係

① 上場申請会社の企業集団の概要

(ア)上場申請会社の概要

(1)商号	AI フュージョンキャピタルグループ株式会社 (英文名:AI FUSION CAPITAL GROUP CORP.)		
(2)所在地	東京都千代田区紀尾井町 4-1 ニューオータニガーデンコート		
(3)代表者及び役員 就任予定者	代表取締役社長	澤田 大輔	(現 FVC 代表取締役会長兼社長)
	取締役	金 一寿	(現 FVC 常務取締役)
	取締役	久保 隆	(現 FVC 取締役)
	取締役	加來 武宜	(現 FVC 取締役)
	取締役監査等委員	松本 高一	(現 FVC 取締役監査等委員)
	取締役監査等委員	砂田 有史	(現 FVC 取締役監査等委員)
	取締役監査等委員	蒲生 武志	(現 FVC 取締役監査等委員)
(4)内容	グループ会社の経営管理および投資業務及びそれらに付帯又は関連する業務等		
(5)資本金	10,000 万円		

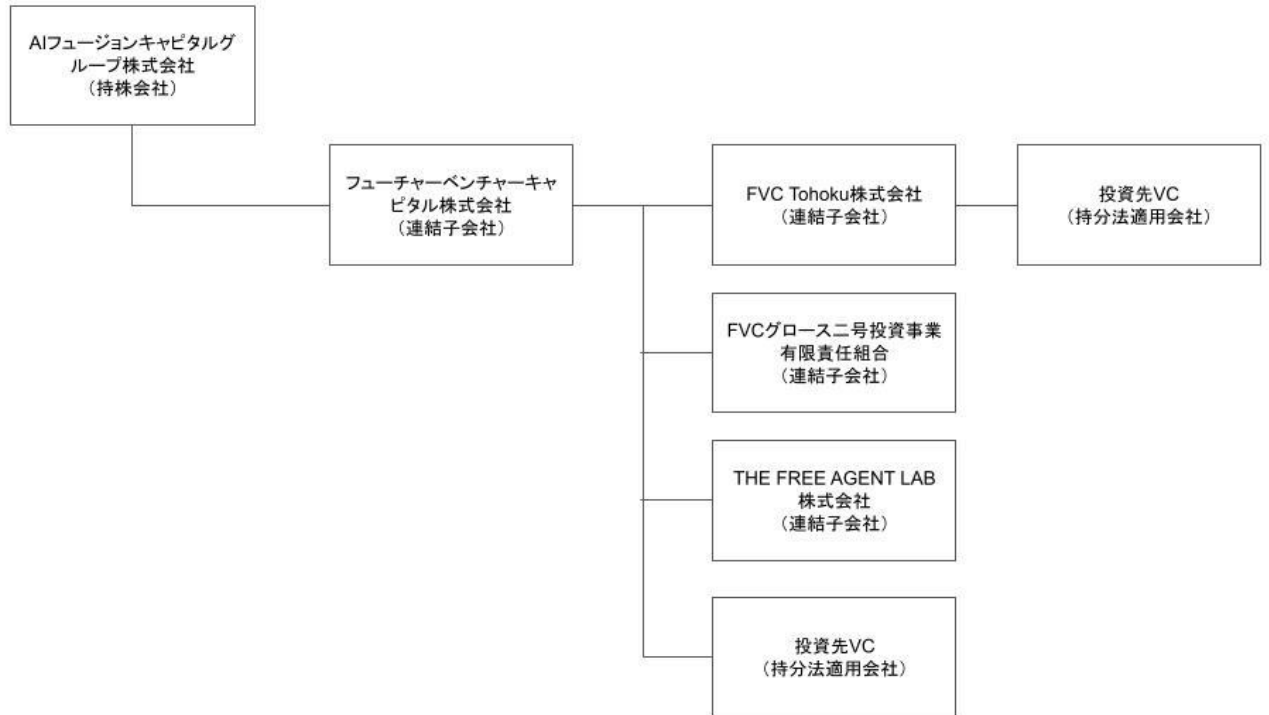
(6) 決算期	3月 31 日
(7) 純資産(連結)	未定
(8) 総資産(連結)	未定

(注) 代表者及び役員就任予定者は、当社の設立後も FVC の代表者及び役員を兼任する予定であります。

(イ) 上場申請会社の企業集団の概要

当社は新設会社でありますので、本報告書提出日現在において企業集団はありませんが、次に示す方法により、持株会社体制への移行を実施する予定であります。

2024年10月1日を効力発生日とする本株式移転により当社を設立することで、FVCは持株会社の完全子会社になります。



2024年6月20日開催の定時株主総会、及び8月28日に開催の臨時株主総会における承認に加え、関係当局の認可等を得られることを前提として、2024年10月1日(予定)を期日として、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することにしております。

当社設立後の、当社とFVCの状況は以下のとおりとなる予定であります。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	役員の内兼任等		資金 援助	営業 上の 取引	設備 の貸借	業務 提携等
					当社役員 (名)	当社従業員 (名)				
(連結子会社) フューチャーベン チャーキャピタル 株式会社	京都市 中京区	100	投資事業ほか	100.0	7	未定	未定	未定	未定	未定

(注)1 資本金は最近事業年度末時点(2024年3月31日現在)のものであります。

2 FVCは有価証券報告書を提出しております。

3 FVCは特定子会社に該当する予定であります。

4 FVCは本株式移転に伴う当社設立日(2024年10月1日)をもって当社の株式移転完全子会社となり2024年9月27日をもって上場廃止となる予定であります。

本株式移転に伴う当社設立後、FVCは当社の完全子会社となります。当社の完全子会社となるFVCの2024年3月31日時点の関係会社の状況は、次のとおりであります。

名称	住所	資本金 又は出 資金総 額 (百万円)	主要な事業の内容	出資割 合又は 被所有 割合 (%)	関係内容
(連結子会社) FVC グロース二号投資事業有限責任組合 (注)2、4、5	京都市中京 区	950	ベンチャーキャピタル事業	52.6	—
FVC Tohoku(株)	岩手県盛岡 市	10	ベンチャーキャピタル事業	100.0	—
(持分法適用関連会社) もろおか起業投資事業有限責任組合(注)5、6	岩手県盛岡 市	100	ベンチャーキャピタル事業	10.0 (10.0)	—
投資事業有限責任組合えひめベンチャーファンド 2013(注)2、5	京都市中京 区	400	ベンチャーキャピタル事業	5.0	—
投資事業有限責任組合ブリッジベンチャーファンド 2014(注)2、5	京都市中京 区	300	ベンチャーキャピタル事業	1.0	—
おおさか創業投資事業有限責任組合(注)2、5	京都市中京 区	500	ベンチャーキャピタル事業	0.2	—
こうべしんきん地域再興ファンド投資事業有限責任 組合(注)2、5	京都市中京 区	50	ベンチャーキャピタル事業	2.0	—
ウィルグループファンド投資事業有限責任組合 (注)2、5	京都市中京 区	300	ベンチャーキャピタル事業	1.0	—
秋田元気創生ファンド投資事業有限責任組合 (注)5、6	岩手県盛岡 市	200	ベンチャーキャピタル事業	1.0 (1.0)	—
フェニックス投資事業有限責任組合(注)2、5	京都市中京 区	300	ベンチャーキャピタル事業	1.0	—
京都市スタートアップ支援投資事業有限責任組合 (注)2、5	京都市中京 区	260	ベンチャーキャピタル事業	3.8	—
ふくしま夢の懸け橋投資事業有限責任組合 (注)5、6	岩手県盛岡 市	154	ベンチャーキャピタル事業	1.0 (1.0)	—
こうべしんきんステップアップ投資事業有限責任組 合(注)2、5	京都市中京 区	188	ベンチャーキャピタル事業	2.0	—
信用組合共同農業未来投資事業有限責任組合 (注)5、7	京都市中京 区	270	ベンチャーキャピタル事業	0.6	—
イノベーション創出投資事業有限責任組合 (注)2、5	京都市中京 区	500	ベンチャーキャピタル事業	1.0	—
ウィルグループ HRTech 投資事業有限責任組合 (注)2、5	京都市中京 区	1,000	ベンチャーキャピタル事業	1.0	—
おおさか社会課題解決投資事業有限責任組合 (注)2、5	京都市中京 区	500	ベンチャーキャピタル事業	2.0	—
トマト創業支援投資事業有限責任組合(注)2、5	京都市中京 区	300	ベンチャーキャピタル事業	1.0	—
かんしん未来第2号投資事業有限責任組合 (注)5、7	京都市中京 区	300	ベンチャーキャピタル事業	1.0	—
あなぶきスタートアップ支援投資事業有限責任組合 (注)2、5	京都市中京 区	500	ベンチャーキャピタル事業	1.0	—
えひめ地域活性化投資事業有限責任組合 (注)5、7	京都市中京 区	300	ベンチャーキャピタル事業	3.3	—
びわこ・みらい活性化投資事業有限責任組合 (注)2、5	京都市中京 区	100	ベンチャーキャピタル事業	5.0	—
秋田再生可能エネルギー投資事業有限責任組合 (注)5、6	岩手県盛岡 市	210	ベンチャーキャピタル事業	1.0 (1.0)	—
しらうめ第1号投資事業有限責任組合(注)5、7	京都市中京 区	300	ベンチャーキャピタル事業	1.0	—
日高見の国地域振興投資事業有限責任組合 (注)5、6	岩手県盛岡 市	100	ベンチャーキャピタル事業	1.0 (1.0)	—
KOBEスタートアップ育成1号ファンド投資事業有限 責任組合(注)2、5	京都市中京 区	300	ベンチャーキャピタル事業	1.0	—
ウィルグループ HRTech2号投資事業有限責任組合 (注)2、5	京都市中京 区	1,000	ベンチャーキャピタル事業	1.0	—
かんしん事業承継&未来創造投資事業有限責任組 合 (注)5、7、8	京都市中京 区	300	ベンチャーキャピタル事業	1.0	—
SUWASHIN 地域応援ファンド1号投資事業有限責 任組合(注)2、5	京都市中京 区	500	ベンチャーキャピタル事業	1.0	—
地域とトモニ1号投資事業有限責任組合 (注)2、5	京都市中京 区	701	ベンチャーキャピタル事業	0.1	—
おおさか事業承継・創業支援投資事業有限責任組 合 (注)2、5	京都市中京 区	500	ベンチャーキャピタル事業	0.2	—
東日本銀行地域企業活性化投資事業有限責任組 合 (注)2、5	京都市中京 区	600	ベンチャーキャピタル事業	1.0	—

ロボットものづくりスタートアップ支援投資事業有限責任組合(注)2、5	京都市中京区	2,600	ベンチャーキャピタル事業	3.8	—
京都想いをつなぐ投資事業有限責任組合(注)2、5	京都市中京区	330	ベンチャーキャピタル事業	1.5	—
ほうわ創業・事業承継支援投資事業有限責任組合(注)2、5	京都市中京区	500	ベンチャーキャピタル事業	1.0	—
投資事業有限責任組合ブリッジベンチャーファンド2020(注)2、5	京都市中京区	300	ベンチャーキャピタル事業	1.0	—
京都市スタートアップ支援2号投資事業有限責任組合(注)2、5	京都市中京区	260	ベンチャーキャピタル事業	3.8	—
もりおかSDGs投資事業有限責任組合(注)5、6	岩手県盛岡市	199	ベンチャーキャピタル事業	1.5 (1.5)	—
磐城国地域振興第2号投資事業有限責任組合(注)5、6	岩手県盛岡市	1,000	ベンチャーキャピタル事業	0.3 (0.3)	—
おおさか創業2号投資事業有限責任組合(注)2、5	京都市中京区	500	ベンチャーキャピタル事業	0.2	—
おおさか社会課題解決2号投資事業有限責任組合(注)2、5	京都市中京区	500	ベンチャーキャピタル事業	0.2	—
信州スタートアップ・承継支援投資事業有限責任組合(注)2、5	京都市中京区	707	ベンチャーキャピタル事業	1.0	—
かごしまスタートアップ支援投資事業有限責任組合(注)5、7	京都市中京区	300	ベンチャーキャピタル事業	0.0	—
ふくしまメディカルヒルズ投資事業有限責任組合(注)5、6	岩手県盛岡市	300	ベンチャーキャピタル事業	0.3 (0.3)	—
あすかイノベーション投資事業有限責任組合(注)2、5	京都市中京区	1,000	ベンチャーキャピタル事業	1.0	—
(その他の関係会社)					
(株)DSG1	名古屋市中村区	10	投資・M&A事業、不動産事業、デザイン事業	被所有 22.79	役員の兼任あり

(注)1 出資割合の内書内は、間接所有割合で内数であります。

2 FVC は、無限責任組合員として出資しております。

3 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

4 特定子会社であります。

5 出資金総額は、コミットメント総額であります。

6 子会社であるFVC Tohoku(株)が無限責任組合員として出資しております。

7 FVC は、他社と共同で無限責任組合員として出資しております。

8 FVC Tohoku(株)は、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

- (1) 売上高 71 百万円
(2) 経常利益 5 百万円
(3) 当期純利益 1 百万円
(4) 純資産額 24 百万円
(5) 総資産額 53 百万円

9 上記以外に2024年7月にTHE FREE AGENT LAB(株)の株式を取得、子会社化しております。

名称	住所	資本金 又は出 資金総 額 (百万円)	主要な事業の内容	出資割合 (%)	関係内容
(連結子会社) THE FREE AGENT LAB(株)	東京都千代田区	1	人材紹介フランチャイザー業	100	—

② 上場申請会社の企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係

a. 資本関係

本株式移転により、FVCは当社の完全子会社になる予定であります。前記「① 上場申請会社の企業集団の概要 (イ)上場申請会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

b. 役員の兼任関係

当社の代表者及び役員就任予定者は、FVCの代表者及び役員を兼任する予定であります。前記「①

上場申請会社の企業集団の概要（イ）提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

c. 取引関係

当社の完全子会社となる FVC と関係会社の取引関係は、前記「① 上場申請会社の企業集団の概要（イ）上場申請会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

2. 【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3. 【組織再編成に係る契約等】

(1) 株式移転計画の内容の概要

FVC は、同社の 2024 年6月 20 日に開催された定時株主総会、及び 8 月 28 日に開催の臨時株主総会による承認を条件として、2024 年 10 月 1 日(予定)を期日として、当社を株式移転設立完全親会社、FVC を株式移転完全子会社とする株式移転を行うことを内容とする株式移転計画を、2024 年5月 14 日、及び7月 16 日開催の FVC の取締役会において承認いたしました。

当社は、本株式移転計画に基づき、本株式移転に際して、基準時における FVC の株主名簿に記載又は記録された FVC の株主に対し、その所有する FVC の普通株式 1 株につき、当社の普通株式 1 株の割合をもって割当交付いたします。

本株式移転計画は、2024 年6月 20 日に開催された FVC の定時株主総会、及び 8 月 28 日に開催の臨時株主総会において、承認可決されております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店所在地、発行可能株式総数、役員、資本金および準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人等につき規定されております(詳細につきましては、後記「(2)株式移転計画の内容」の記載をご参照ください)。

(2) 株式移転計画の内容

本株式移転計画の内容は、次の「株式移転計画書(写)」に記載のとおりであります。

株式移転計画書(写)

フューチャーベンチャーキャピタル株式会社(以下「当会社」という。)は、当会社を株式移転完全子会社とする株式移転設立完全親会社(以下「持株会社」という。)を設立するための株式移転(以下「本株式移転」という。)を行うにあたり、次のとおり株式移転計画(以下「本計画」という。)を定める。

第1条(持株会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項)

1. 持株会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。
 - (1) 目的
持株会社の目的は、別紙1「AI フュージョンキャピタルグループ株式会社定款」第2条記載のとおりとする。
 - (2) 商号
持株会社の商号は、「AI フュージョンキャピタルグループ株式会社」とし、英文では、「AI FUSION CAPITAL GROUP CORP.」と表示する。
 - (3) 本店の所在地
持株会社の本店の所在地は、東京都千代田区とし、本店の所在場所は東京都千代田区紀尾井町4番1号とする。
 - (4) 発行可能株式総数
持株会社の発行可能株式総数は、1,800 万株とする。
2. 前項に掲げるもののほか、持株会社の定款で定める事項は、別紙1「AI フュージョンキャピタルグループ株式会社定款」記載のとおりとする。

第2条(持株会社の設立時取締役の氏名及び設立時会計監査人の名称)

1. 持株会社の設立時取締役(設立時監査等委員である者を除く。)の氏名は、次のとおりとする。
 - 取締役 澤田 大輔
 - 取締役 金 一寿
 - 取締役(社外取締役) 久保 隆
 - 取締役(社外取締役) 加來 武宜
2. 持株会社の設立時監査等委員である設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。
 - 取締役(社外取締役) 松本 高一
 - 取締役(社外取締役) 砂田 有史
 - 取締役(社外取締役) 蒲生 武志
3. 持株会社の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。
 - HLB Meisei 有限責任監査法人

第3条(本株式移転に際して交付する株式及びその割当て)

1. 持株会社は、本株式移転に際して、当会社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」という。)における当会社の株主(以下「本割当対象株主」という。)に対し、その所有する当会社の普通株式に代わり、当会社が基準時現在発行している普通株式の総数と同数の持株会社の普通株式を交付する。
2. 持株会社は、本株式移転に際して、本割当対象株主に対し、その所有する当会社の普通株式1株につき、持株会社の普通株式1株の割合をもって割り当てる。

第3条の2(本株式移転に際して交付する新株予約権及びその割当て)

1. 持株会社は、本株式移転に際して、基準時における以下の表の第1欄に掲げる当会社が発行している新株予約権の新株予約権者(以下「本割当対象新株予約権者」という。)に対して、それぞれの保有する当会社の新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、第2欄に掲げる持株会社の新株予約権を交付する。

第1欄		第2欄	
名称	内容	名称	内容
フューチャーベンチャーキャピタル株式会社 第12回新株予約権	別紙2-1記載	AIフュージョンキャピタルグループ株式会社 第1回新株予約権	別紙2-2記載

2. 持株会社は、本株式移転に際して、本割当対象新株予約権者に対し、その保有する前項の第1欄に掲げる新株予約権1個につき、第2欄に掲げる新株予約権1個の割合をもって割り当てる。
3. 本株式移転の効力が発生する日より前までに第1項の第1欄に掲げる新株予約権が発行されていない場合には、本条は自動的に削除される。

第4条(持株会社の資本金及び準備金に関する事項)

持株会社の設立時における資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

資本金の額

100,000,000円

資本準備金の額

持株会社の設立時における資本準備金の額は、会社計算規則第52条の規定に従い当社が別途定める。

利益準備金の額

0円

第5条(持株会社の成立の日)

持株会社の設立の登記をすべき日(以下「持株会社の成立の日」という。)は、2024年10月1日とする。

但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、当社の取締役会の決議によりこれを変更することができる。

第6条(本計画承認株主総会)

当社は、2024年6月20日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、当社は、当該株主総会の開催日を変更することができる。

2. 当社は、2024年8月28日を開催日として臨時株主総会を招集し、前項の定時株主総会の決議により承認された本計画の変更に関する決議を求めるものとする。ただし、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、当社は、当該株主総会の開催日を変更することができる。

第7条(株式上場)

持株会社は、持株会社の成立の日において、その発行する普通株式の東京証券取引所のスタンダード市場への上場を予定する。

第8条(株主名簿管理人)

持株会社の設立時における株主名簿管理人は、株式会社アイ・アール ジャパンとする。

第9条(事情変更)

本計画の作成後、持株会社の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により当社の財産又は経営状態に重要な変更が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本計画の目的の達成が困難となった場合には、当社は、当社の取締役会の決議により、本株式移転に関する条件を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

第10条(本計画の効力)

本計画は、(i)当社の株主総会において本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、(ii)持株会社の普通株式の東京証券取引所のスタンダード市場への上場について東京証券取引所の承認が得られなかった場合、又は(iii)前条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失う。

第 11 条(規定外事項)

本計画に定める事項のほか、本株式移転に関して必要な事項については、本株式移転の趣旨に従い、これを決定する。

2024 年5月 14 日(同年7月 16 日変更)

京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町 659 番地烏丸中央ビル

フューチャーベンチャーキャピタル株式会社

代表取締役会長兼社長 澤田 大輔

別紙 1

AI フュージョンキャピタルグループ株式会社定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、AI フュージョンキャピタルグループ株式会社と称し、英文では、AI FUSION CAPITAL GROUP CORP.と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むこと及び次の事業を営む会社(外国会社を含む。)、組合(外国における組合に相当するものを含む。)その他これらに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理し、その経営の支援・指導を行うことを目的とする。

1. AI 関連企業の有価証券の取得及び保有
2. 上記に付随する企業の有価証券の取得及び保有
3. 投資事業組合の設立、投資事業組合財産の管理及び運用
4. PIPEs の設計及び調達支援
5. M&A 及び業務提携のアドバイザー
6. 金融業
7. 経営コンサルタント業
8. 投資助言・代理業
9. 不動産の売買及び賃貸
10. 生命保険の募集及び損害保険代理業
11. 広告業及び広告代理業
12. 前各号に附帯又は関連する一切の事業及び投資

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置くものとする。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって、電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1,800 万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己の株式の取得)

第9条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役がこれを定める。

(株式取扱規則)

第 11 条 当社の株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集)

第 12 条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月 31 日とする。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2. 会社法第 309 条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

(議事録)

第 18 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当社の監査等委員である取締役を除く取締役は、8名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(取締役の選任方法)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 監査等委員である取締役を除く取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
4. 補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第24条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(代表取締役及び役付取締役)

第27条 取締役会は、その決議により、代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議に基づき会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議により取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

(取締役会規則)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役会の議事録)

第 29 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

2. 第 26 条の決議があったとみなされる事項の内容及びその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

(取締役の報酬等)

第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によってこれを定める。

(取締役の責任免除)

第 31 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、業務執行取締役等であるものを除く取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第 32 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規則)

第 33 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 34 条 会計監査人は、株主総会の決議において選任する。

(会計監査人の任期)

第 35 条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 36 条 会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

第 37 条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月 31 日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 38 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月 31 日とする。

2. 前項のほか基準日を定めて剰余金を配当することができる。

(中間配当)

第 39 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 40 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

2. 未払配当財産には利息をつけない。

附則

(最初の事業年度)

第1条 第 37 条の規定にかかわらず、当社の最初の事業年度は、当社の成立の日から 2025 年3月 31 日までとする。

(設立時代表取締役)

第2条 当社の設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時代表取締役 澤田 大輔

(最初の取締役の報酬等)

第3条 第 30 条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の総額は、年額 144 百万円以内(うち社外取締役分は年額 24 百万円以内)とする。

2. 第 30 条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の当社の監査等委員である取締役の報酬等の総額は、年額 24 百万円以内とする。

(附則の削除)

第4条 本附則は、当社の最初の定時株主総会の終結の時をもって自動的に削除するものとする。

フューチャーベンチャーキャピタル株式会社第 12 回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称

フューチャーベンチャーキャピタル株式会社第 12 回新株予約権

2. 新株予約権の数

10,240 個

3. 新株予約権の割り当ての対象者及び割り当てる新株予約権の数

当社代表取締役1名に対し、10,240 個

4. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権(この発行要領に基づいて発行される新株予約権をいう。以下同じ。)1 個当たりの払込金額は、177 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である東京フィナンシャルアドバイザー株式会社が 2024 年 7 月 12 日の東京証券取引所における当社株価の終値 779 円/株を基に評価した結果を参考に、当該算出結果と同額に決定したものである。

5. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は、100 株とする(本新株予約権全体の目的となる株式の総数は 1,024,000 株が当初の上限となる。)

ただし、当社が本新株予約権の割当日後に当社普通株式の株式分割、株式無償割当て又は株式併合(以下「株式分割等」という。)を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 株式分割等の比率

また、本新株予約権の割当日後に、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じ本新株予約権の付与株式数の調整を必要とする場合には、本新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権 1 個当たりの価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に、上記(1)に定める付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、2024 年 7 月 16 日の東京証券取引所における当社株価の終値とする。

なお、当社が株式分割等を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1 円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{株式分割等の比率}}$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{r}
 \text{調整後} \\
 \text{行使価額} \\
 = \\
 \text{調整前} \\
 \text{行使価額} \\
 \times \\
 \frac{\text{既発行} \\
 \text{株式数} \\
 + \\
 \frac{\text{新規発行} \\
 \text{株式数} \times \text{1株当たり} \\
 \text{払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}
 \end{array}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は合理的な範囲で調整されるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下「行使期間」という。)は、2026年7月17日から2029年7月16日までとする。ただし、権利行使の最終日が当社の休日にあたる場合には、その前営業日を権利行使の最終日とする。

(4) 新株予約権の行使条件

① 本新株予約権の割当てを受けた者(以下「本新株予約権者」という。)は、権利行使時において、次の(ア)乃至(ウ)に掲げる事由を全て満たす場合に限り、本新株予約権を行使することができる。ただし下記④で定められた強制行使条件に抵触した場合はこの限りではない。

(ア) 本新株予約権の割当てを受けた者(以下「本新株予約権者」という。)が、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員若しくは顧問その他これに準ずる地位として当社が認める地位を有していること。

(イ) 権利行使時において、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されていること。

(ウ) 2025年3月期より2028年3月期に一度以上、通期連結決算において経常利益5億円以上を達成していること。

② 本新株予約権者の相続による承継は認めず、本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権の相続人は、本新株予約権の権利行使をすることはできない。ただし、当社の取締役会が特に認めた場合は、この限りではない。

③ 本新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使することができなくなるものとする。

(ア) 本新株予約権者が当社又は当社子会社の使用人(執行役員を含む。)である場合において、当該会社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分を受けた場合

(イ) 本新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役である場合において、会社法第331条第1項各号に規定する欠格事由に該当するに至った場合

(ウ) 本新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第1号に規定する競業取引を行った場合

(エ) 本新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第2号又は第3号に規定する利益相反取引を行った場合

(オ) 禁錮以上の刑に処せられた場合

(カ) 新株予約権者に法令又は当社若しくは当社子会社の内部規律に違反する行為があった場合(新株予約権者が刑事上罰すべき行為により有罪判決を受けた場合、会社法第423条第1項の規定により当社に対して損害賠償義務を負う場合、及び当社又は当社子会社から解雇された場合を含むがこれらに限られない。)、若しくは新株予約権者が当社又は子会社と競業関係にある会社の取締役、監査役、従業員若しくは

顧問、社外協力者その他これに準ずる者となった場合等、本新株予約権の発行の目的上、新株予約権者に本新株予約権を行使させることが相当ではないと当社が判断する事由が生じた場合

④ 本新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間中に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の連続する21日間の平均の額が一度でも行使価額(ただし、5.(2)により行使価額の調整が行われた場合には、同様の調整を行うものとする。)に50%を乗じた価額を下回った場合、本新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次のいずれかに該当するときはこの限りではない。

(ア)当社が上場廃止となる場合、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに準ずる倒産処理手続開始の申立てがなされる場合、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

(イ)その他上記に準じ、当社が本新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

(5)新株予約権の放棄に関する事項

本新株予約権者は、新株予約権の割当日から行使期間の終了日までの間に本新株予約権を放棄することができない。

(6)増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議を要するものとする。

(8)新株予約権の取得に関する事項

① 本新株予約権者が、権利行使をする前に、前記(4)の定め又は新株予約権割当契約の定めにより本新株予約権を行使することができなくなった場合、当社は、当社の取締役会が別途定める日をもって、当該本新株予約権を発行価額と同額で取得することができる。

② 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画の承認の議案が当社の株主総会(株主総会が不要場合は当社の取締役会)において承認された場合は、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

③ 当社は、上記①及び②以外の事由で当該本新株予約権を任意に取得することができない。

(9)当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付する。

② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類は、再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(1)に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(2)で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

前記(3)に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記(3)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記(6)に準じて決定する。

⑦ 新株予約権の取得に関する事項

前記(8)に準じて決定する。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(10)1株に満たない端数の処理

本新株予約権者が本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(11)新株予約権証券の不発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

6. 新株予約権の割当日及び払込期日

2024年7月31日

7. 行使請求受付場所

フューチャーベンチャーキャピタル株式会社管理部

8. 新株予約権の行使に際して出資される財産の払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 京都支店

9. その他

その他本新株予約権の発行に関する必要な事項の決定は、当社取締役会に一任する。

AI フュージョンキャピタルグループ株式会社第1回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称

AI フュージョンキャピタルグループ株式会社第1回新株予約権

2. 新株予約権の数

10,240 個

3. 新株予約権の割り当ての対象者及び割り当てる新株予約権の数

当社代表取締役 1 名に対し、10,240 個

4. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権(この発行要領に基づいて発行される新株予約権をいう。以下同じ。)1 個当たりの払込金額は、177 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である東京フィナンシャルアドバイザー株式会社がフューチャーベンチャーキャピタル株式会社の 2024 年 7 月 12 日の東京証券取引所における株価の終値 779 円/株を基に評価した結果を参考に、当該算出結果と同額に決定したものである。

5. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は、100 株とする(本新株予約権全体の目的となる株式の総数は 1,024,000 株が当初の上限となる。)

ただし、当社が本新株予約権の割当日後に当社普通株式の株式分割、株式無償割当て又は株式併合(以下「株式分割等」という。)を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 株式分割等の比率

また、本新株予約権の割当日後に、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じ本新株予約権の付与株式数の調整を必要とする場合には、本新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権 1 個当たりの価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に、上記(1)に定める付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、フューチャーベンチャーキャピタル株式会社の第 12 回新株予約権発行に係る取締役会決議の日である 2024 年 7 月 16 日の東京証券取引所における同社普通株式の普通取引の終値とする。

なお、当社が株式分割等を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{株式分割等の比率}}{\text{株式分割等の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は合理的な範囲で調整されるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」という。）は、2026年7月17日から2029年7月16日までとする。ただし、権利行使の最終日が当社の休日にあたる場合には、その前営業日を権利行使の最終日とする。

(4) 新株予約権の行使条件

① 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、次の（ア）乃至（ウ）に掲げる事由を全て満たす場合に限り、本新株予約権を行使することができる。ただし下記④で定められた強制行使条件に抵触した場合はこの限りではない。

（ア）本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）が、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員若しくは顧問その他これに準ずる地位として当社が認める地位を有していること。

（イ）権利行使時において、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されていること。

（ウ）2025年3月期より2028年3月期に一度以上、通期連結決算において経常利益5億円以上を達成していること。

② 本新株予約権者の相続による承継は認めず、本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権の相続人は、本新株予約権の権利行使をすることはできない。ただし、当社の取締役会が特に認めた場合は、この限りではない。

③ 本新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使することができなくなるものとする。

（ア）本新株予約権者が当社又は当社子会社の使用人（執行役員を含む。）である場合において、当該会社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分を受けた場合

（イ）本新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役である場合において、会社法第331条第1項各号に規定する欠格事由に該当するに至った場合

（ウ）本新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第1号に規定する競業取引を行った場合

（エ）本新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第2号又は第3号に規定する利益相反取引を行った場合

(オ) 禁錮以上の刑に処せられた場合

(カ) 新株予約権者に法令又は当社若しくは当社子会社の内部規律に違反する行為があった場合(新株予約権者が刑事上罰すべき行為により有罪判決を受けた場合、会社法第 423 条第 1 項の規定により当社に対して損害賠償義務を負う場合、及び当社又は当社子会社から解雇された場合を含むがこれらに限られない。)、若しくは新株予約権者が当社又は子会社と競業関係にある会社の取締役、監査役、従業員若しくは顧問、社外協力者その他これに準ずる者となった場合等、本新株予約権の発行の目的上、新株予約権者に本新株予約権を行使させることが相当ではないと当社が判断する事由が生じた場合

④ 本新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間中に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の連続する 21 日間の平均の額が一度でも行使価額(ただし、5. (2)により行使価額の調整が行われた場合には、同様の調整を行うものとする。)に 50%を乗じた価額を下回った場合、本新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次のいずれかに該当するときはこの限りではない。

(ア) 当社が上場廃止となる場合、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに準ずる倒産処理手続開始の申立てがなされる場合、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

(イ) その他上記に準じ、当社が本新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

(5) 新株予約権の放棄に関する事項

本新株予約権者は、新株予約権の割当日から行使期間の終了日までの間に本新株予約権を放棄することができない。

(6) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得に関する事項

① 本新株予約権者が、権利行使をする前に、前記(4)の定め又は新株予約権割当契約の定めにより本新株予約権を行使することができなくなった場合、当社は、当社の取締役会が別途定める日をもって、当該本新株予約権を発行価額と同額で取得することができる。

② 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画の承認の議案が当社の株主総会(株主総会が不要な場合は当社の取締役会)において承認された場合は、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

③ 当社は、上記①及び②以外の事由で当該本新株予約権を任意に取得することができない。

(9) 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付する。

② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類は、再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(1)に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(2)で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

前記(3)に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記(3)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記(6)に準じて決定する。

⑦ 新株予約権の取得に関する事項

前記(8)に準じて決定する。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(10)1株に満たない端数の処理

本新株予約権者が本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(11)新株予約権証券の不発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

6. 新株予約権の割当日

2024年10月1日

7. 行使請求受付場所

AIフュージョンキャピタルグループ株式会社管理部

8. 新株予約権の行使に際して出資される財産の払込取扱場所

当社の指定する金融機関とする。

9. その他

その他本新株予約権の発行に関する必要な事項の決定は、当社取締役会に一任する。

4. 【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

(1) 株式移転比率

会社名	AI フュージョンキャピタルグループ株式会社 (株式移転設立完全親会社)	フューチャーベンチャーキャピタル株式会社 (株式移転完全子会社)
株式移転比率	1	1

(注)1 本株式移転に伴い、FVC の普通株式1株につき、当社の普通株式1株の割合をもって割当交付いたします。なお、当社の単元株式数は、100 株であります。

2 当社が本株式移転により発行する新株式数(予定):普通株式 8,902,600 株(予定)

上記新株式数は、2024年3月31日時点におけるFVCの発行済株式総数に基づいて記載しております。ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、FVCの発行済株式総数が変化した場合には、当社が交付する上記新株式数は変動いたします。なお、本株式移転の効力発生時点において、FVCが保有する自己株式に対しては、株式移転比率に応じて当社の普通株式が割当交付されることとなります。これに伴い、FVCは、一時的に当社の普通株式を保有することとなりますが、当該当社株式については、効力発生後、法令等に基づいて適切に処理する予定であります。

3 単元未満株式の取扱いについて

単元未満株式の当社の株式の割当てを受けるFVCの株主につきましては、かかる割り当てられた株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる株主は、会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能であります。

(2) 株式移転比率の算定根拠等

本株式移転は、FVC 単独による株式移転によって完全親会社である当社1社を設立するものであり、株式移転直前のFVCの株主構成と当社の株主構成に変化がないことから、FVCの株主の皆様へ不利益を与えないことを第一義として、株主の皆様が保有するFVCの普通株式1株に対して、持株会社の普通株式1株を割当交付することといたしました。

なお、上記理由により、第三者機関による株式移転比率の算定は行っておりません。

(3) 本株式移転に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

FVCが発行している新株予約権については、FVC新株予約権の新株予約権者に対し、その有するFVC新株予約権に代えて同等の内容かつ同一の数の当社新株予約権が交付され、割り当てられます。なお、FVCは、新株予約権付社債を発行していません。

5. 【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】

該当事項はありません。

6. 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

(1) 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

① 買取請求権の行使の方法について

FVCの株主が、その所有するFVCの普通株式につき、FVCに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2024年6月20日開催された定時株主総会、及び2024年8月28日開催された臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をFVCに対し通知し、かつ、上記株主総会において本株式移転に反対し、FVCが、上記株主総会の決議の日(2024年6月20日、及び2024年8月28日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

② 議決権の行使の方法について

FVCの株主による議決権の行使の方法としては、2024年6月20日開催に開催された定時株主総会、及び2024年8月28日開催された臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります(なお、株主は、FVCの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該株主総会に関する代理権を証明する書面を、FVCに提出する必要があります。)。また、郵送又はインターネットによって議決権を行使する方法もあります。郵送による議決権の行使は、上記株主総会に関する株主総会招集ご通知同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、FVCに対して定時株主総会については2024年6月19日17時30分までに、臨時株主総会については2024年8月27日17時30分までに到達するように返送することが必要となります。

なお、議決権行使書用紙に各議案の賛否又は棄権の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

インターネットによる議決権の行使は、スマートフォンからの場合、議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ることで、議決権行使ができます。また、パソコンの場合は、議決権行使サイト <http://www.net-vote.com/> にアクセスし、議決権行使書用紙に記載のログインID、パスワードを入力することで議決権行使ができます。いずれの場合も定時株主総会については2024年6月19日17時30分までに、臨時株主総会については2024年8月27日17時30分までに行使をすることが必要となります。

なお、郵送により議決権を行使し、インターネットでも議決権を行使した場合は、到達日時を問わずインターネットによる議決権行使が有効なものとなります。また、インターネットで議決権を複数回行使した場合は、最後の議決権行使が有効なものとなります。

株主は、複数の議決権を有する場合、会社法第313条に基づき、その有する議決権を統一しないで行使することができます。ただし、当該株主は、株主総会の3日前までに、FVCに対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、FVCは、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

③ 組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式移転によって発行される当社の普通株式は、基準時におけるFVCの株主に割り当てられます。FVCの株主は、自己のFVCの普通株式が記録されている振替口座に、当社の普通株式が記録されることにより、当社の普通株式を受け取ることができます。

(2) 組織再編成対象会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

① 買取請求権の行使の方法について

本株式移転に際して、FVCが既に発行している各新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含みます。)については、本株式移転計画における会社法第773条第1号第9号又は第10号に掲げる事項についての定めが当該新株予約権に係る同法第236条第1項第8号の条件(同号ホに関するものに限ります。)に合致するため、会社法第808条第1項の規定により、新株予約権買取請求権が発生いたしません。なお、FVCは本報告書提出日現在において、新株予約権社債を発行していません。

② 当該組織再編成によって発行される新株予約権の受取方法について

本株式移転によって発行される新株予約権は、基準時におけるFVCの新株予約権者に割り当てられます。当社の新株予約権者は、当社の新株予約権原簿に記載又は記録されることにより、当社の新株予約権を受け取ることができます。

7. 【組織再編成に関する手続】

(1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに

当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、FVC は、会社法第 803 条第 1 項及び会社法施行規則第 206 条の各規定に基づき、①株式移転計画、②会社法第 773 条第 1 項第 5 号及び第 6 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、③FVC の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、FVC の本店において 2024 年6月5日及び8月13日よりそれぞれ備え置いております。

①は、2024 年5月14日、及び7月16日開催の FVC の取締役会において承認された株式移転計画であります。

②は、本株式移転に際して株式移転比率及びその算定根拠並びに上記株式移転計画に定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明するものであります。

③は、FVC の最終事業年度末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象を説明するものであります。

これらの書類は、FVC の営業時間内に FVC の本店において閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記①～③に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

(2) 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

2024 年3月31日(金)	定時株主総会基準日
2024 年5月14日(火)	株式移転計画承認取締役会
2024 年6月20日(木)	株式移転計画承認定時株主総会
2024 年7月16日(火)	株式移転計画変更承認取締役会
2024 年7月23日(火)	臨時株主総会基準日
2024 年8月28日(水)	株式移転計画変更承認臨時株主総会
2024 年9月26日(木)(予定)	最終売買日(FVC)
2024 年9月27日(金)(予定)	東京証券取引所上場廃止日(FVC)
2024 年10月1日(火)(予定)	当社設立登記日(本株式移転の効力発生日)
2024 年10月1日(火)(予定)	当社株式上場日

ただし、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により日程を変更する場合があります。

(3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に関して買取請求権を行使する方法

① 普通株式について

FVC の株主が、その所有する FVC の普通株式につき、FVC に対して会社法第 806 条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2024 年6月20日開催の定時株主総会及び2024 年8月28日開催の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を FVC に通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、FVC が、上記株主総会の決議の日(2024 年6月20日及び2024 年8月28日)から2週間以内の会社法第 806 条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

② 新株予約権について

本株式移転に際して、FVC が既に発行している新株予約権については、本株式移転計画における会社法第 773 条第1項第9号又は第10号に掲げる事項についての定めが当該新株予約権に係る同法第 236 条第1項第8号の条件(同号ホに関するものに限り)に合致するため、会社法第 808 条第1項の規定により、新株予約権買取請求権が発生しません。

第2【統合財務情報】

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において財務情報はありますが、組織再編成対象会社であるFVCの最近5連結会計年度の主要な連結経営指標は次のとおりであります。これらFVCの連結経営指標等は、当社の連結経営指標等に反映されるものと考えられます。

FVCの連結経営指標

回次		第22期	第23期	第24期	第25期	第26期
決算年月		2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月
売上高	(百万円)	454	860	546	565	509
経常利益又は経常損失 (△)	(百万円)	△14	94	165	218	2
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	(百万円)	△37	20	143	1,040	1,082
包括利益	(百万円)	△20	92	144	1,040	1,083
純資産額	(百万円)	2,731	2,801	2,749	3,682	4,569
総資産額	(百万円)	3,046	3,199	3,142	4,054	4,929
1株当たり純資産額	(円)	291.85	294.40	308.57	413.14	531.16
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)	(円)	△4.17	2.34	16.15	116.91	122.93
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	85.3	81.9	87.4	90.7	92.7
自己資本利益率	(%)	—	0.8	5.4	32.4	26.3
株価収益率	(倍)	—	299.73	37.15	8.45	4.52
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△290	277	228	190	△4
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	9	△12	△42	399	1,309
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△64	△19	△167	3	△196
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	1,794	2,040	2,058	2,651	3,758
従業員数	(名)	38	36	32	35	37

(注)1 第22期から第25期までの潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在していないため記載しておりません。

2 第26期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

3 第22期及び第23期の自己資本利益率については、当期純損失が計上されたため記載しておりません。

4 第22期及び第23期の株価収益率については、1株当たり当期純損失が計上されたため記載しておりま

せん。

- 5 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所スタンダード市場におけるものであり、それ以前については東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

第3【発行者(その関連者)と組織再編成対象会社との重要な契約】

該当事項はありません。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1. 【主要な経営指標等の推移】

前記「第一部 組織再編成に関する情報 第2 統合財務情報」に記載のとおりであります。

2. 【沿革】

2024年5月14日 FVCの取締役会において、FVCの単独株式移転による持株会社「AIフュージョンキャピタルグループ株式会社」の設立を内容とする「株式移転計画」の内容を決議

2024年6月20日 FVCの定時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、FVCがその完全子会社となることについて決議

2024年10月1日 FVCが単独株式移転の方法により当社を設立(予定)

(予定) 当社普通株式を東京証券取引所スタンダード市場に上場(予定)

なお、当社の完全子会社となるFVCの沿革につきましては、FVCの有価証券報告書(2024年6月21日提出)をご参照ください。

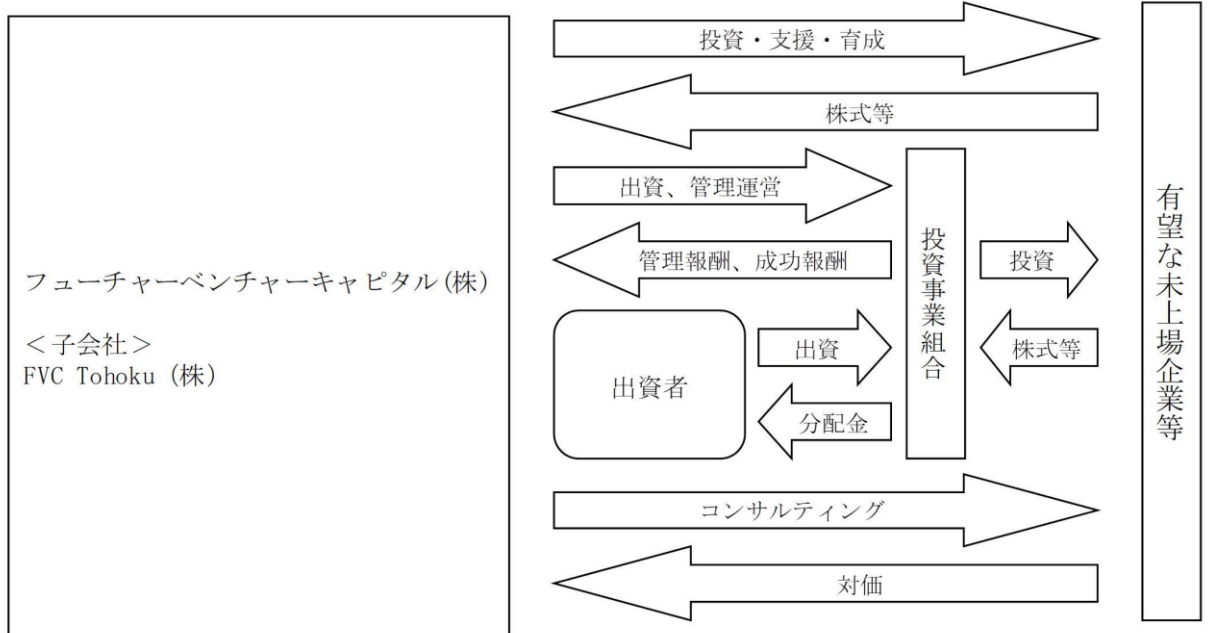
3. 【事業の内容】

当社は、持株会社としてグループ会社の経営管理及びこれに附帯又は関連する業務を行う予定であります。

また、当社の完全子会社となるFVCの2024年3月31日時点における事業の内容は以下のとおりであります。

FVCグループは、国内各地に事業拠点を置き、ベンチャーキャピタル事業として、ベンチャー企業への投資及び投資事業組合の組成及びその管理・運営、投資事業組合の無限責任組合員となって投資先の選定及び育成支援を行う他、その活動に付随して生じる収益機会について積極的に取り組んでおります。

[事業系統図]



4. 【関係会社の状況】

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となるFVCの関係会社の状況につきましては、前記「第一部 組織再編成に関する情報 第1 組織再編成の概要 1 組織再編成の目的等(2). 上場申請会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係①上場申請会社の企業集団の概要(イ)上場申請会社の企業集団の概要」に記載のとおりであります。

5. 【従業員の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、未定であります。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となるFVCの2024年3月31日現在の連結会社の従業員の状況は以下のとおりであります。

2024年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
ベンチャーキャピタル事業	37
合計	37

(注) 前連結会計年度末に比べ従業員数が2名増加しております。主な理由は、社内体制強化に伴う採用が増加したことによるものであります。

(3) 労働組合の状況

① 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

② 連結会社の状況

当社の完全子会社となるFVCにおいては、FVCおよび一部の子会社で労働組合が組織されております。労使関係においては特筆すべき点はありません。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

① 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

② 連結会社の状況

連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(2015年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(1991年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1. 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社は2024年10月1日の設立を予定しており、本報告書提出日現在においては未設立であるため、特段の経営方針は定めておりませんが、持株会社としグループ会社等の経営管理、投資業務及びそれらに付帯又は関連する業務等を行う予定であります。当社の経営環境及び対処すべき課題等については、当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるFVCの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等については、同社の有価証券報告書(2024年6月21日提出)及び四半期報告書(2023年8月14日、2023年11月10日、2024年2月9日提出)をご参照ください。

2. 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社は本報告書提出日現在において設立されておきませんが、本株式移転によりFVCの完全親会社となるため、当社の設立後は、本報告書提出日現在におけるFVCのサステナビリティに関する考え方及び取組みを継承する予定であります。FVCのサステナビリティに関する考え方及び取組みについては、以下のとおりであります。

(1) ガバナンス

当社は、定時取締役会を毎月開催しており、必要に応じて臨時取締役会を機動的に開催することで、サステナビリティを意識した経営を行っております。また、意思決定にあたっては、社外取締役(監査等委員)を含めた場で重要事項の意見交換等を適宜行っており、適切な経営監視を行っていただくことでガバナンスの維持・向上に努めております。

(2) 戦略

製造機能等をもたない、純粋な金融会社として、現在の当社は、各オフィス拠点の光熱費や出張に伴う交通手段の活用をのぞき、事業の遂行上特段には温暖化ガスを排出しない状況にあります。当社のみならず、投資という事業を通じて投資先企業がもたらす影響についても積極的に関与していくことで、サステナブルな社会への貢献に努めます。

■サステナビリティに関する戦略

ベンチャーキャピタル事業を営む当社は、ファンドとして投資機会を見出すために、技術革新につき常に情報収集しており、サステナビリティ領域もその例外ではありません。当社はこれまで30社近くに上る環境関連ベンチャーにファンドとして投資実行をしており、昨年3月31日には、あすか製薬様と、フェムテック(女性が抱える健康課題をテクノロジーで解決する製品・サービス等)を重要テーマに含むCVCファンドを組成しております。また、当社の強みである地方創生ファンド(地方創生ファンド実績累計34本※GP譲渡ファンド除く。内、社会的インパクトをテーマに掲げるファンド8本)の更なる拡大により、地域における創業率の向上、地域内経済の活性化、雇用の創出に貢献する等、地方創生の本格的な推進の手段として地域経済の活性化および社会課題解決を投資先事業を通じて間接的に進めてまいります。

■人材多様性に関する戦略

当社は、ベンチャーキャピタル事業を通じて、環境関連や(フェムテック等の)インクルージョンに従事するスタートアップの育成に携わっており、その事業の特性上、ベンチャーキャピタリストをはじめとする「個人の力」に大きく依存します。そのため、いかにして優秀な「個人」を採用し、育てていくかが、事業上おおきな課題となります。

これまでも継続している様々な経験・スキル・ポテンシャルを有する人材を継続的に採用し、多様なバックグラウンドをもつ人材を要することが重要であり積極的な人材採用を進めてまいります。

人材多様性につきましては、女性の投資チームメンバー(キャピタリスト)を積極的に採用募集しており、2024年3月期には東日本投資部に1名女性キャピタリストを採用しております。

また、性別(ジェンダーレス含む、以下同じ)や人種に関係なく平等に活躍の機会を広げるために、公正な評価を受けることができる評価制度を新たに導入しております。

引き続き、当社は一般的な投資会社とは明確に差別化されたサステナビリティ企業としてのアイデンティティを

確立することを目指します。

(3) リスク管理

当社は、経営活動に潜在するリスクを特定し、平常時より、リスクの低減、危機の未然防止に努めるとともに、当社の経営活動に重大な影響を及ぼすおそれのある危機発生時の体制を定め、迅速かつ的確な対応をとり、事態の拡大防止及び速やかな収拾・正常化を図ることを目的として、リスクマネジメント規程を定め、運用しております。

(4) 指標及び目標

上述のとおり、当社グループは以下の目標にむけ取り組んでまいります。

① サステナビリティに関する目標

・地方創生ファンドを含めたファンド運用総額を 2027 年3月期までに 300 億円

② 人材多様性に関する目標

当社では人材の多様性を尊重し、社員や経営人材の多様性がビジネスに与えるプラスの影響について深く理解しております。しかしながら、目標指標の設定が特定の性別や人種に偏見をもたらす可能性があることを考慮し、慎重な進め方を模索しております。本件に関しては、引き続き慎重に検討を重ね、適切な方針を見極める所存でございます。

3. 【事業等のリスク】

当社は、本報告書提出日現在において設立されておりませんが、本株式移転によりFVCの完全親会社となるため、当社の設立後はFVCの事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなりうるものが想定されます。FVCの事業等のリスクを踏まえた当社の事業等のリスクは以下のとおりであります。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載がない限り、本報告書提出日現在においてFVCが判断したものであります。

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、次のようなものがあります。

<知名度および信用度リスク>

当社が従事する投資業務においては、投資検討先ならびに金融業界全般における知名度や社会的信用が重要です。当社役員及び関係者による法令や社会規範に反する行為が発生した場合、顧客保護・市場の健全性・公正な競争・公共の利益及び当社のステークホルダーに悪影響を及ぼす恐れがあります。当社は、経営上の重大な知名度及び信用度リスクを特定・評価し、コントロール策によるかかるリスクの低減・制御を図っています。また、企業風土を重んじる人事評価制度を通じ、上場する投資会社に求められる行動規範及び健全なリスクカルチャーの浸透・醸成に努めています。しかしながら、これらの取組みにも関わらず、役員等の不適切な行為が原因で、市場及び公共の利益等に悪影響を与えた場合、取引先及び金融業界等からの信用失墜等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

<人材確保、育成>

当社の成長力の源泉は、主として投資先企業の成長を支えるとともに各種収益機会を獲得する投資担当者に大きく依存いたします。一方管理部門においても、合理化を進める中で少人数の運営体制を築いており、個人人材への依存度が高い状態にあります。従いまして過度な離職を防止し、能力ある人材を確保できないと、当社の成長、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があるとともに、業務運営に支障をきたす恐れがあります。

<ファンド残高の減少>

ファンドの運用成績が芳しくない場合、又は出資者対応が適切に行えなかった場合には、当社が運営するファンドに対する社会的信用及び投資家からの信頼の低下を招き、新規ファンドの設立及び募集が困難になる恐れがあります。また、顧客ニーズを適時適切にとらえた商品設計ができない場合も同様に、新規ファンドの設立及び募集が困難になる恐れがあります。その結果、当社がファンドから受領する管理報酬金額の減少や十分な投資実行が行われないことによる将来の収益の減少により、当社の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

<M&Aに対するリスクについて>

当社グループは事業拡大及び安定収益の確保を目的として、積極的にM&Aの検討を進めております。M&Aにおいては、対象企業の財務内容や主要事業に関するデューデリジェンスを実施することにより、事前にリスクを把握するように努めておりますが、事業環境の急激な変化や、予期せぬ簿外債務や偶発債務が発生した場合、取引時に想定したシナジー効果が達成されなかった場合並びに対象企業の事業が計画通りに進展せずのれんの減損処理が生じる場合等、当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

<法的規制>

当社はファンドの管理運営、プライベート・エクイティ投資を行っており、その活動にあたっては、種々の法的規制(会社法、金融商品取引法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、犯罪による収益の移転防止に関する法律等)を受けることとなります。従いまして、その活動が制限される場合及びこれらの規制との関係で費用が増加する場合があります。当社の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

<投資能力の劣化>

投資機会の減少により投資担当者の能力が低下し、又は担当者の離職により投資先との信頼関係が劣化すること等により、ファンドの運用パフォーマンスが悪化すると、ファンドの損益を取り込むことにより当社の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。また、運用パフォーマンスの悪化は新規ファンドの設立及び募集を

困難にする恐れがあり、そうすると当社がファンドから受領する管理報酬金額の減少や十分な投資実行が行われないことによる将来の収益の減少により、当社の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

<コンプライアンス>

「コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載のとおり、コンプライアンス体制構築には万全を期した上で業務の合理化を進めてはいるものの、少人数での運営体制になることで牽制機能が弱まり、何らかの不幸事等が生じた場合、その内容によっては当社の信頼が損なわれ、当社の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

<投資資金の回収>

当社のファンド運営成績には、ファンドの運営期間中に投資資金を早期に、かつ、どれだけ投資金額を上回って回収できるかが直接的な影響要因となります。当社の主な投資対象は、株式上場を目指す成長性の高い未上場企業ですが、投資先企業が株式上場に至ることなく経営破綻する場合、又は株式上場時期が延期となる場合、さらには、株式上場後に株式売却金額が想定額を大幅に下回る場合等が考えられます。それに伴い、営業投資有価証券の売却損失や投資資金の回収期間の長期化が発生し、当社の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

<ベンチャーキャピタル業務への偏り>

当社は、現在収益源をベンチャーキャピタル事業に依存しており、経営資源を投資事業組合（以下「ファンド」といいます。）の管理・運営、投資先企業の選定及び育成支援に集中しております。地域企業等のM&Aによる収益の多角化を目指しておりますが、当該M&A実行前においては、当社の業績は日本の経済情勢の変化や株式市場の影響を強く受けることとなり、経済環境の変化に適切に対応できない場合、当社の業績及び財政状態が悪化する可能性があります。

<株式市場の下落と新規上場市場の低迷>

当社が株式上場した投資先企業の株式売却によって得られる収益は、株式市場の動向等に大きく影響を受けます。株式市場が下落した場合や新規上場市場が低迷した場合には、保有する上場株式に評価損が発生し、当社の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。また、新規上場銘柄は場合により、ロックアップ契約等によって上場後一定期間売却が制限されることがあります。その間の価格変動リスクは不可避であり、株価が下落した場合は、当社の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

<株式の希薄化>

当社は、資金調達又は連携先との関係強化を目的として、今後新株式及び新株予約権等を発行する可能性があることから、これらの発行及び行使により、当社の1株当たりの株式価値に希薄化が生じる可能性があります。

<投資損失引当金の計上及び減損処理の実施>

当社の投資先企業の多くは、新しいビジネスを営んでいる未上場企業であります。このため、当初想定していたおりの成長が出来ない場合には、その投資先企業に著しい業績悪化、資金繰り悪化又は破綻の可能性が生じます。その場合、当該投資先企業の有価証券について、投資損失引当金の繰入又は減損損失を計上することになり、当社の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

<資金の調達>

当社の投資の原資は手元資金により賄われておりますが、今後の既存事業拡大や新規事業構築に伴い、金融機関からの借入や資本市場により資金調達する場合があります。その際、金融市場その他の要因の変動が借入条件に影響を与える場合には、当社の財政状態にも悪影響を及ぼす可能性があります。

<システムリスク>

当社は、会計システムや情報管理システム等により、経理情報や投資先企業の情報等を管理しております。このため、コンピュータウイルス感染やサーバ等への不正アクセス等の防止及びデータ保全のためのバックアップなどの対策を実施しております。しかし、コンピュータウイルス感染や天変地異等により、システムダウンや誤作動等が発生するリスクがあります。また、不正アクセスなどにより、データの改ざんや投資先企業の情報が流出する等の可能性があります。これらの事態が発生した場合、業務遂行に支障をきたす可能性があり、損害賠償や社会的信用の低下等により、当社の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

<情報管理>

当社が保有する取引先の重要な情報及び個人情報の管理について、情報セキュリティ管理規程はじめ各種規程を制定するとともに役職員への周知徹底を行っておりますが、今後、不測の事態によりこれらの情報が漏洩した場合には、損害賠償請求や社会的信用の失墜等により、当社の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

<為替レートの変動>

連結財務諸表の作成時、当社グループの海外における外貨建ての資産・負債を円換算いたしますが、換算時の為替レートによりましては、当社グループの財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

4. 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるFVCの経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、同社の有価証券報告書(2024年6月21日提出)及び四半期報告書(2023年8月14日、2023年11月10日、2024年2月9日提出)をご参照ください。

5. 【経営上の重要な契約等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。また、当社の完全子会社となるFVCにおいても特記すべき事項はありません。

なお、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第一部 組織再編成に関する情報 第1 組織再編成の概要 3 組織再編成に係る契約等」をご参照ください。

6. 【研究開発活動】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。また、当社の完全子会社となるFVCにおいても特記すべき事項はありません。

第3【設備の状況】

1. 【設備投資等の概要】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる FVC の設備投資等の概要については、同社の有価証券報告書(2024 年6月 21 日提出)をご参照ください。

2. 【主要な設備の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる FVC の主要な設備の状況については、同社の有価証券報告書(2024 年6月 21 日提出)をご参照ください。

3. 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる FVC の設備の新設、除却等の計画については、同社の有価証券報告書(2024 年6月 21 日提出)をご参照ください。

第4【上場申請会社の状況】

1. 【株式等の状況】

2024年10月1日時点の当社の状況は、以下のとおりとなる予定であります。

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	18,000,000
計	18,000,000

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	8,902,600	東京証券取引所 (スタンダード市場)	完全議決権株式であり、剰余金の配当等に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。
計	8,902,600	—	—

(注) 上記は、本株式移転(移転比率1:1)により交付するものであり、2024年3月31日時点におけるFVCの発行済株式総数8,902,600株に基づいて算出しております。ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、FVCの発行済株式総数が変化した場合には、当社が交付する上記新株式数は変動いたします。なお、本株式移転の効力発生時点において、FVCが保有する自己株式に対しては、株式移転比率に応じて当社の普通株式が割当交付されることとなります。これに伴い、FVCは、一時的に当社の普通株式を保有することとなりますが、当該当社株式については、効力発生後、法令等に基づいて適切に処理する予定であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

FVCが発行した新株予約権は、本株式移転効力発生日をもって消滅し、同日当該新株予約権の新株予約権者に対してこれに代わる当社の新株予約権を交付いたします。当社が交付する新株予約権の内容は以下のとおりであります。

① 【ストックオプション制度の内容】

AIフュージョンキャピタルグループ株式会社第1回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (2024年10月1日)
決議年月日	2024年7月16日(注)1
新株予約権の数(個)	10,240(注)2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類及び内容	普通株式(注)3
新株予約権の目的となる株式の数	1,024,000株
新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額	本株式移転計画別紙2-2の5(2)をご参照ください。
新株予約権の行使期間	本株式移転計画別紙2-2の5(3)をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙2-2の5(4)をご参照ください。
新株予約権の放棄に関する事項	本株式移転計画別紙2-2の5(5)をご参照ください。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	本株式移転計画別紙2-2の5(2)及び(6)をご参照ください。
譲渡による新株予約権の取得の制限	本株式移転計画別紙2-2の5(7)をご参照ください。
新株予約権の取得に関する事項	本株式移転計画別紙2-2の5(8)をご参照ください。
当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い	本株式移転計画別紙2-2の5(9)をご参照ください。
新株予約権の割当日	本株式移転計画別紙2-2の6をご参照ください。

注1.フューチャーベンチャーキャピタル株式会社第12回新株予約権の決議年月日です。

注2.本報告書提出日(2024年9月2日)現在のフューチャーベンチャーキャピタル株式会社第12回新株予約権の個数です。FVCが発行している新株予約権について当社は、フューチャーベンチャーキャピタル株式会社第12回新株予約権の新株予約権者に対し、その有する新株予約権に代えて、同等の新株予約権を交付し、割り当てる予定です。

注3.完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない、当社における標準となる株式です。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残 高 (株)	資本金増 減額 (百万円)	資本 金残 高 (百万円)	資本準備 金増減 額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2024年10月1日	8,902,600	8,902,600	100	100	未定	未定

(注) 上記は、本株式移転(移転比率1:1)により交付するものであり、2024年3月31日時点におけるFVCの発行済株式総数8,902,600株に基づいて記載しております。ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、FVCの発行済株式総数が変化した場合には、当社が交付する上記新株式数は変動いたします。なお、本株式移転の効力発生時点において、FVCが保有する自己株式に対しては、株式移転比率に応じて当社の普通株式が割当交付されることとなります。これに伴い、FVCは、一時的に当社の普通株式を保有することとなりますが、当該当社株式については、効力発生後、法令等に基づいて適切に処理する予定であります。

(4) 【所有者別状況】

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において所有者はおりません。なお、当社の完全子会社となるFVCの2024年3月31日現在の所有者別状況は、次のとおりであります。

2024年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							計	単元未満 株式の状 況(株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その 他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	3	20	39	16	11	5,492	5,581	—
所有株式数 (単元)	—	345	4,218	21,297	1,248	143	61,745	88,996	3,000
所有株式数の割合 (%)	—	0.4	4.7	23.9	1.4	0.2	69.4	100.0	—

(注) 自己株式303,230株は、「個人その他」に3,032単元含まれています。

(5) 【大株主の状況】

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において株主はおりません。

なお、当社の完全子会社となるFVCの2024年3月31日現在の株主データに基づき、2024年10月1日時点で想定される大株主の状況は以下のとおりであります。

2024年10月1日現在(予定)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
株式会社DSG1	愛知県名古屋市中村区名駅5丁目38-5	1,960,200	22.79
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6-1	264,251	3.07
清水 優	大阪府吹田市	207,000	2.41

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
柿沼 佑一	埼玉県さいたま市中央区	100,000	1.16
小林 励	愛知県名古屋市西区	73,000	0.85
福田 久也	東京都中央区	72,000	0.84
土師 裕二	東京都調布市	60,000	0.70
新川 雅春	兵庫県明石市	54,500	0.63
諸藤 周平	福岡県福岡市早良区	53,000	0.62
渡辺 雅之	長野県北佐久郡	53,000	0.62
計	—	2,896,951	33.69

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

当社は、本株式移転により設立されるため、本報告書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となるFVCの2024年3月31日現在の議決権の状況は以下のとおりであります。

2024年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 303,200	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,596,400	85,964	—
単元未満株式	普通株式 3,000	—	—
発行済株式総数	8,902,600	—	—
総株主の議決権	—	85,964	—

(注) 自己株式 303,230 株のうち 30 株は、「単元未満株式」に含まれています。

② 【自己株式等】

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生日である2024年10月1日時点において、当社の自己株式を保有いたしません。なお、当社の完全子会社となるFVCの2024年3月31日現在の自己株式については、次のとおりであります。

2024年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) フューチャーベンチャーキャピタル株式会社	京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町659番地烏丸中央ビル	303,230	—	303,230	3.4
計	—	303,230	—	303,230	3.4

2. 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

3. 【配当政策】

当社では、持続的な株価上昇に重点を置いた株主利益の実現を目指しております。この考えに基づき、事業から得られたキャッシュ・フローは、①成長につながる戦略投資、②株価が不当に割安放置された場合の自社株買いに充当することを基本方針としております。

ただし、株主への直接的な利益還元手段として配当そのものを排除するものではなく、会社法第 454 条第 5 項の規定に基づき、中間配当も行うことができる旨定款に定めております。なお、配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

4. 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

当社は、いわゆるテクニカル上場により 2024 年 10 月 1 日より東京証券取引所スタンダード市場に上場する予定であり、これに伴い、同日までに本株式移転により当社の完全子会社となる FVC と同水準のコーポレート・ガバナンスを構築する予定であります。

なお、当社の完全子会社となる FVC のコーポレート・ガバナンスの状況については、以下のとおりです。

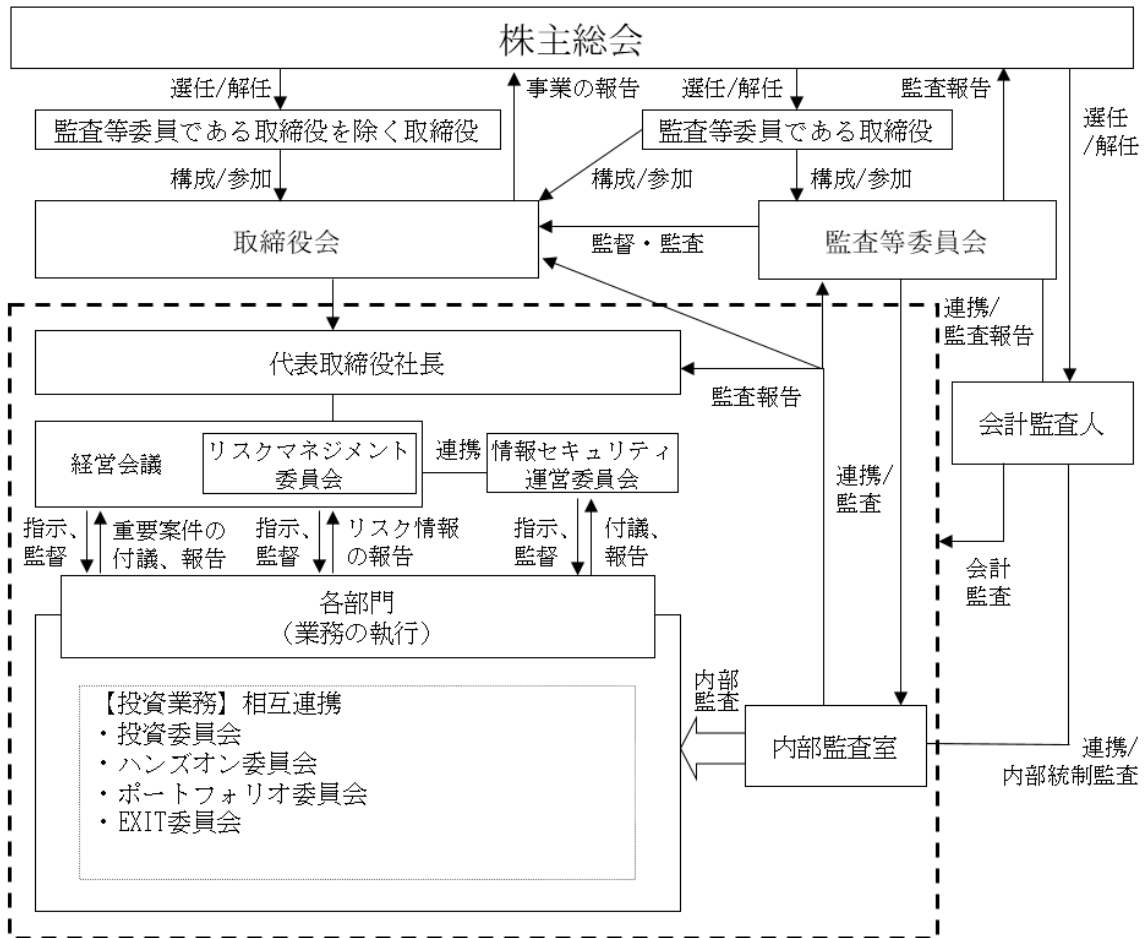
① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、企業価値の向上にむけてステークホルダーとの信頼関係を基礎とすることを経営の重要テーマとしています。つまり、投資家の皆さま、ベンチャー企業、取引先、地域社会、従業員等と良好な関係を構築することが、株主の皆さまの利益を最大化する最も重要な方法であると考えております。ステークホルダーとの信頼関係を構築し、維持するため、効率性の向上、健全性の維持、透明性の確保の 3 つの視点を常に意識し、一層の社会的責任を果たすことができるよう、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

② 企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由

当社は監査等委員会設置会社として、取締役会において議決権のある監査等委員である取締役を置くとともに、取締役会を構成する取締役の過半数を社外取締役とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実と経営のさらなる効率化を図っております。定款の定めにより、取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができるとしており、迅速・機動的な経営判断を行える体制をとっております。

当社における、企業統治の体制は、下図のとおりであります。
企業統治の体制(2024年6月21日現在)



(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

就任予定の当社の役員の状況は次のとおりであります。

男性 7 名 女性 1 名 (役員のうち女性の比率-%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1)所有するフューチャーベンチャーキャピタルの株式数 (2)割り当てられる当社の株式数
代表取締役	澤田 大輔	1976年4月6日生	1996年12月 個人事業主として開業 2018年1月 株式会社DSG1代表取締役(現) 2023年6月 フューチャーベンチャーキャピタル株式会社取締役 2023年11月 フューチャーベンチャーキャピタル株式会社代表取締役(現)	(注)2	(1)800株 (2)800株
取締役	金 一寿	1977年1月2日生	2005年12月 有限責任あずさ監査法人入所 2012年4月 金一寿公認会計士事務所及び金一寿税理士事務所代表(現) 2023年6月 フューチャーベンチャーキャピタル株式会社取締役(現)	(注)2	(1)100株 (2)100株
取締役	久保 隆	1954年11月7日生	1988年4月 大阪弁護士会登録 1988年4月 森田宏法律事務所(現天満総合法律事務所)入所	(注)2	(1)1株 (2)1株

			1994年1月 2023年6月	森田宏法律事務所(現天満総合法律事務所) パートナー就任(現) フューチャーベンチャーキャピタル株式会社 取締役(現)		
取締役	加來 武宜	1981年3月10日生	2006年10月 2009年4月 2011年10月 2014年2月 2016年6月 2016年7月 2017年6月 2019年2月 2023年6月	弁護士法人中央総合法律事務所入所 金融庁検査局総務課金融検査官任官 株式会社ボストン・コンサルティング・グループ 入社 健康コーポレーション株式会社(現RIZAPグ ループ株式会社)入社 RIZAPグループ株式会社取締役就任 MRKホールディングス株式会社取締役就任 株式会社ばど取締役就任 株式会社 KingMakers 設立代表取締役就任 (現) フューチャーベンチャーキャピタル株式会社 取締役(現)	(注)2	(1)一株 (2)一株
取締役 監査等委員	松本 高一	1980年3月26日生	2003年9月 2006年1月 2012年9月 2014年10月 2017年8月 2017年9月 2018年6月 2018年8月 2020年11月 2022年6月	株式会社AGSコンサルティング入社 新光証券株式会社(現みずほ証券株式会社) 入社 株式会社プラスアルファ・コンサルティング入 社 SMBC日興証券株式会社入社 株式会社アンビグラム代表取締役社長(現) 株式会社ラバブル・マーケティング・グルー プ社外取締役(現) 澤田ホールディングス株式会社社外取締役 株式会社アッピア代表取締役(現) 株式会社フューチャーリンクネットワーク社外 監査役(現) フューチャーベンチャーキャピタル株式会社 取締役(監査等委員)(現)	(注)3	(1)100株 (2)100株
取締役 監査等委員	砂田 有史	1977年4月8日生	2005年10月 2013年6月 2014年9月 2015年9月 2016年12月 2018年6月 2019年3月 2019年5月 2021年12月 2023年9月	弁護士登録 グリー株式会社入社 Glossom 株式会社取締役就任 株式会社地域経済活性化支援機構入社 株式会社I-one社外監査役就任 東洋刃物株式会社取締役監査等委員就任 ブイキューブ社外監査役就任 創・佐藤法律事務所パートナー就任(現) マロンキャピタルパートナーズ株式会社取締 役パートナー就任(現) フューチャーベンチャーキャピタル株式会社 取締役(監査等委員)(現)	(注)3	(1)一株 (2)一株
取締役 監査等委員	蒲生 武志	1973年5月19日生	1997年10月 2013年8月 2022年4月 2023年6月	有限会社あずさ監査法人入所 蒲生武志公認会計士・税理士事務所代表 (現) トラバース監査法人設立代表社員就任 フューチャーベンチャーキャピタル株式会社 取締役(監査等委員)(現)	(注)3	(1)一株 (2)一株
計						(1)1,000株 (2)1,000株

- (注)1 取締役 久保隆、取締役 加來武宜、取締役 松本高一、取締役 砂田有史、及び取締役 蒲生武志は、社外取締役であります。
- 2 取締役の任期は、当社の成立の日から2025年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 3 取締役(監査等委員)の任期は、当社の成立の日から2026年3月期に係る定時株主総会終結の時まであります。

② 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるFVCの社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係については、以下のとおりです。

当社は監査等委員を除く取締役4名のうち2名、監査等委員である取締役3名のうち3名の社外取締役を選任しており、現状の体制において十分なガバナンス機能が果たされていると判断しております。なお、当社は社外取締役の選任にあたり、独立性に関する基準及び方針を定めておりませんが、選任にあたっては証券取引所の独立役員に関する判断基準等を参考にしております。

<社外取締役が企業統治において果たす機能及び役割>

社外取締役は、外部の目線をもって経営を監視する役割を担うものでありますが、業務に関する知見が十分でない場合においては、コミュニケーションコストが過大に生じ、取締役会運営に支障を生じる恐れがあります。その点、当社の社外取締役は、金融業界又はベンチャー企業を運営若しくは支援する立場で一定の経験を有する方々であり、効率的に関与いただけるものと想定しております。また、それぞれ異なる背景をベースとして、当社の経営を監督又は監査いただけるものと想定しております。

<社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係>

監査等委員である取締役による監査については、「(3) 監査の状況」に記載のとおりであります。社外取締役による監督については、取締役会内外における監査等委員である取締役、内部監査室、及び会計監査人との意見交換を通じ、内部統制システムの構築・運用を含む業務執行の監督を実施しております。

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員会監査の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるFVCの監査等委員会監査の状況は、以下のとおりであります。

FVCにおける監査等委員会監査は、監査等委員である取締役は3名で、非常勤の社外取締役で構成しております。

監査等委員である取締役は、必要に応じて役職員からの報告、説明等の聴取を行います。FVC内における業務上の重要な意思決定を行う会議に出席する他、本社・事務所への往査など、実効性のある監査に取り組んでおります。また、監査等委員会は、会計監査の適正性を確保するため、会計監査人から法令に基づく会計監査の報告を受け、定期的に協議の機会を設け、意見交換を行っております。

② 内部監査の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるFVCの内部監査の状況は、以下のとおりであります。

FVCにおける内部監査は、代表取締役が直轄する内部監査室が実施し、内部監査室には当社従業員1名が所属しております。

内部監査室は、内部監査計画に沿ってコンプライアンスの状況を監査し、その結果を取締役会及び監査等委員会へ報告しております。また、定期的にFVCのリスク管理の状況を監査し、その結果を取締役会及び監査等委員会に報告しております。

内部監査室は、監査計画の策定段階から監査等委員会と連携を取り、内部監査計画を立案し内部統制の整備・構築及び運用状況を定期的に監査するとともに、その結果を取締役会及び監査等委員会に適宜報告してまいります。また、内部監査の結果については、速やかに取締役会及び監査等委員会へ報告し、改善提案を行っております。

③ 会計監査の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、HLB Meisei 有限責任監査法人を、当社の会計監査人として選任する予定であります。

④ 監査報酬の内容等

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針については、FVC に準じ、今後策定する予定であります。

なお、取締役の報酬等の額は、株主総会の決議で定めるものとする予定であります。当社の設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の取締役の報酬等の額及び報酬等の内容は次のとおりといたします。

- a 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の総額は、年額 144 百万円以内(うち社外取締役分年額 24 百万円以内)とします。
- b 監査等委員である取締役の報酬等の総額は、年額 24 百万円以内とします。

② 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

③ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等
当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

④ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの
当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる FVC は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする投資を純投資株式とし、純投資目的以外の目的である投資株式を政策保有株式としております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

FVC は、持続的成長と企業価値向上のもと、取引先との関係を構築し円滑に事業を推進するため株式を保有しております。保有目的の合理性については、保有株式を個別に検証し取締役会において協議の上、保有の有無を決定しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	4	6
非上場株式以外の株式	1	2

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)
該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	1	2,247
非上場株式以外の株式	—	—

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
㈱愛媛銀行	2,000	2,000	当社が管理、運営する投資事業組合を共 同して設立しており、企業間取引の安定、 強化を目的としております。	無
	2	1		

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

④ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

⑤ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

第5【経理の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるFVCの経理の状況については、同社の有価証券報告書(2024年6月21日提出)及び四半期報告書(2023年8月14日、2023年11月10日、2024年2月9日提出)をご参照ください。

第6【上場申請会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下のとおりとなる予定であります。

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで(ただし、当社の最初の事業年度は、当社の設立の日から2024年3月31日までとする予定であります。)
定時株主総会	毎年6月
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り及び買増し 取扱場所 株主名簿管理人 買取り及び買増し手数料	(特別口座) 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン (特別口座) 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都内で発行される日本経済新聞に掲載して行います。 (電子公告掲載ホームページアドレス 未定)
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社は定款により、単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定める予定であります。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【上場申請会社の参考情報】

1. 【上場申請会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2. 【その他の参考情報】

当社は株式移転計画にかかる取締役会決議日(2024年5月14日)から本報告書提出日(2024年9月2日)までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券届出書(組織再編成・上場)及びその添付書類
2024年5月20日近畿財務局長に提出
- (2) 訂正届出書(上記有価証券届出書(組織再編成・上場)の訂正届出書)
2024年6月21日近畿財務局長に提出
2024年8月1日近畿財務局長に提出
2024年8月28日近畿財務局長に提出

なお、上場申請会社である当社の完全子会社となる予定のFVCが、最近事業年度の開始から本報告書提出までの間において提出した、有価証券報告書及びその添付書類、四半期報告書又は半期報告書、臨時報告書並びに訂正報告書は以下のとおりであります。

(1) 【組織再編成対象会社が提出した書類】

① 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第26期(自2023年4月1日至2024年3月31日) 2024年6月21日近畿財務局長に提出

② 【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項はありません。

③ 【臨時報告書】

金融商品取引法第24条の5第4項及び、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号、第4号及び第6号の3の規定に基づく臨時報告書を2024年5月14日に近畿財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2024年6月21日に近畿財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2024年7月16日に近畿財務局長に提出

④ 【訂正報告書】

訂正報告書(上記③の2024年5月14日提出の臨時報告書の訂正報告書)を2024年7月17日に近畿財務局長に提出

訂正報告書(上記③の2024年7月16日提出の臨時報告書の訂正報告書)を2024年7月24日に近畿財務局長に提出

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

フューチャーベンチャーキャピタル株式会社

(京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町659番地烏丸中央ビル)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第三部【上場申請会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第四部【上場申請会社の特別情報】

第1【上場申請会社の最近の財務諸表】

1. 【貸借対照表】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

2. 【損益計算書】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

3. 【株主資本等変動計算書】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

4. 【キャッシュ・フロー計算書】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

第2【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

該当事項はありません。